

軽自動車税減免対象基準

1 減免の対象となる軽自動車

	所有者	運転者
①	身体障がい者、戦傷病者本人	当該障がい者本人
②		当該障がい者と生計を一とする者
③		(障がい者のみで構成される世帯に限り、) 当該障がい者を常時介護する者
④	18歳未満の身体障がい者と生計を一とする者	当該障がい者と生計を一とする者
⑤		(障がい者のみで構成される世帯に限り、) 当該障がい者を常時介護する者
⑥	精神・知的障がい者本人	当該障がい者と生計を一とする者
⑦		(障がい者のみで構成される世帯に限り、) 当該障がい者を常時介護する者
⑧	精神・知的障がい者と生計を一とする者	当該障がい者と生計を一とする者
⑨		(障がい者のみで構成される世帯に限り、) 当該障がい者を常時介護する者

※ 障がい者1人につき、1台に限る。

※ 自動車検査証に事業用の記載がある軽自動車は対象外となる。

2 減免対象となる障害の種類、程度

(1) 身体障害者手帳

障がいの種類		障がい者本人が運転の場合	本人以外が運転の場合
視覚障害		1級～4級	1級～4級
聴覚障害		2級、3級	2級、3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級（※1）	
上肢不自由		1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由		1～6級（※2）	1級～3級
体幹不自由		1～3級、5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
脳病変による運動機能障がい	下肢機能	1～6級	1～3級
心臓機能障害		1級、3級	1級、3級
腎臓機能障害		1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障害		1級、3級	1級、3級
ぼうこう、又は直腸の機能障害		1級、3級	1級、3級
小腸機能障害		1級、3級	1級、3級
ヒト免疫ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	1～3級
肝臓機能障害		1～3級	1～3級

※1 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。

※2 「下肢不自由 7級」が2以上ある場合は「下肢不自由 6級」とみなす。

(2)療育手帳

療育手帳に「**重度（A）判定**」の表示がある場合にのみ減免対象となる。

(3)精神障害者保健福祉手帳

- ・精神障害者保健福祉手帳に「**一級の障害**」の表示がある。
- ・自立支援医療受給者証の交付を受けていて、「**通院医療費の公費負担番号**」がある。

上記の二条件を満たしている場合にのみ減免対象となる。

(4)戦傷病者手帳

障がいの種類	障がい者本人が運転の場合	本人以外が運転の場合
視覚障害	特別～4項	特別～4項
聴覚障害	特別～4項	特別～4項
平衡機能障害	特別～4項	特別～4項
音声機能障害	特別～2項（※1）	
上肢不自由	特別～3項	特別～3項
下肢不自由	特別～6項、1～3款	特別～3項
体幹不自由	特別～6項、1～3款	特別～4項
心臓機能障害	特別～3項	特別～3項
腎臓機能障害	特別～3項	特別～3項
呼吸器機能障害	特別～3項	特別～3項
ぼうこう、又は直腸の機能障害	特別～3項	特別～3項
小腸機能障害	特別～3項	特別～3項
肝臓機能障害	特別～3項	特別～3項

※1 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。